

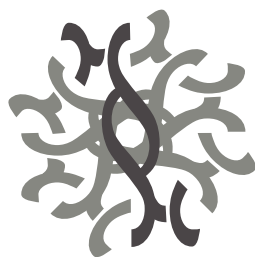


ニュースレター 2021年第14号

デュッセルドルフ・エッセン・フランクフルト・ミュンヘン、
2021年12月7日

オーストリアは統一特許裁判所に関する議定書を批准して、もうすぐ手続期間が始まる予定

ドイツ連邦裁判所：訴訟法と公表について



M I C H A L S K I · H Ü T T E R M A N N
P A T E N T A N W Ä L T E

オーストリアは統一特許裁判所に関する議定書を批准して、もうすぐ手続期間が始まる予定

2021年12月2日に最後の必要な国として、オーストリア共和国は統一特許裁判所に関する議定書¹を批准した。その前、国民議会は議定書に対して同意見であって、今回、連邦議会の会議にも承認が得られた。

もうすぐ方式的な批准と批准書を提出することが期待されて、次の日に第3条により議定書が効力が生じて、「手続期間」が開始する予定である。結果として、統一特許裁判所が正式の裁判官の募集できて、統一特許裁判所と契約が効力が生じ始める時に、仕事ができる。

応募受付期間は結構前に行ったので、短い期間がある第二回応募受付を行うという提案された。しかし、実際に行うかどうかまだ決定されていない。

その前に報告されたように²、手続期間中に、契約の第83条第3項により「opt-out」という陳述を出せる。その場合、統一特許裁判所はある特許に担任しないが、すぐ実施されていない。

現在でも2017年の最初の企画のように、実際に実施の3か月前に始まるよく「sunrise period」と呼ばれている期間が有効である。なので、ドイツが統一特許裁判所の契約批准書を提出する直後に、来年の春や夏に「opt-out」が登録されることができ³。

その上に、統一特許裁判所は簡単に複数の特許のリストを読み込むことで「opt-out」を登録できる計画していない。その代わりに、「opt-out」制度に対するAPI-データが公開されて、利用者がプログラムを作らなければならない⁴。

それに、現在もいつからEuropean Litigation Certificateを承認できるとが不確である。近い将来、それらの点について準備委員会が意見を述べてくれることを期待している。

議定書の近い実施で統一特許の実施のもう一つの歩があって、きっと2022年や2023年に実施されると思われる。

2021年12月1日、Hochschule NiederrheinはDr. Aloys Hüttermannさんを名誉教授に任命した。今から自らを名乗っているProf. Dr. Aloys Hüttermannさんは、2014年から同校の講師を務めている。

¹ 公式タイトル「Protocol to the Agreement on a Unified Patent Court on provisional application」(仮出願について統一特許裁判所に関する協定の議定書)、MH Newsletter [2021年第9号](#)、[2021年第11号](#) と [2021年第12号](#)

² MH Newsletter [2021年第9号](#)、[2021年第11号](#) と [2021年第12号](#)

³ MH Newsletter [2021年第9号](#) と [2021年第11号](#)

⁴ 我が会社(責任者: Prof. Dr. Aloys Hüttermannさんと Dr. Rolf Claessenさんが Hochschule Niederrheinと一緒にそのようなプログラムを準備している。後日に進行を報告するつもりである。

ドイツ連邦裁判所：訴訟法と公表について

最近、ドイツ連邦裁判所は、無効訴訟の訴訟法といつから文書が技術の現状なることに関して公開された三つの審決に述べた。

第1審決は [Oszillationsantrieb](#) (発振ドライブ) と呼ばれている⁵。4人の原告は特許に対して無効訴訟を起したが、連邦特許裁判所が訴訟を却下した。全員が上訴したが、その後に1人が倒産した。

連邦裁判所の審決は以下の通り：

- ・ 確かに、無効訴訟を並行して行う場合、審決は統一的に出されなければならないため、ZPO (ドイツ民事訴訟法) の第62条により、原告は共同当事者となる必要だと思われる。
- ・ 現在、ZPO第240条に基づく倒産手続きの開始により、倒産した原告がどうなるかは明らかではなくて、手続きは中断されている。
- ・ しかし、裁判所の裁量によりなので、必要な共同訴訟にもかかわらず、残りの3人の原告の訴訟に関しては、部分審決によって訴訟を継続することが可能であり、また好都合である。

2022年2月2日に [PATENT-TE 2022会議](#) ではDr. Aloys HüttermannさんがDas Einheitspatentsystem kommt – diesmal wirklich? (ついに統一特許が来る！本当に?) というテーマについて発表する予定である。

2022年2月9日・10日にデュッセルドルフのIndustrieclub Düsseldorfで開催される統一特許制度に関する第1回VDI/VIP会議では、Wasilis Koukounis法学修士が司会者として、Prof. Dr. Aloys Hüttermannさんがスピーカーとして務めます。詳細情報と登録はこちらから。

最後に、ドイツ連邦裁判所はそれをして、連邦特許裁判所のように部分審決で訴訟を却下した。なので、特許は変わらずに効力が生じている。

その審決は結構分かりやすく、複数の原告のうち1人の原告が倒産しても、適切なコンステレーションで訴訟が継続されることになっていくと考えられている。

第2審決は [Bediengerät für Spiele](#) (ゲーム用制御ユニット) と呼ばれている⁶。その時は、連邦特許裁判所が訴訟中の攻撃された特許を修正版で支持したことがあった。後に無効の原告は、修正された特許を攻撃することを希望しないと宣言していたので、この件に関してはそれ以上の審決はなされなかった。

しかし、無効の原告も特許権者も上訴した。

⁵ ドイツ連邦裁判所、2021年8月24日の部分審決- X ZR 59/19 - Oszillationsantrieb

⁶ ドイツ連邦裁判所、2021年8月3日の審決- X ZR 71/19 – Bediengerät für Spiele

連邦裁判所の審決は：

「特許裁判所での口頭審理において、原告は、議事録に示されているように、補助請求1によって防御されたバージョンの本件特許を攻撃するものではないと述べた。

なので、原告は、もはや完全な無効宣言を求める要請書を追求せず、訴訟中の特許の主題が第一審の補助請求1によって弁護されたバージョンを超えた範囲でのみ無効宣言を求めることを表現した。連邦特許裁判所がその限定された主張に完全に従った。」⁷

求めていた救済が全面的に付与されたので、無効の原告の上訴は（実際に）認められなかった。

・ 一方、特許権者の上訴は認められ、無効の原告の対応する請求は失敗に終わった。特許権者が限定された方法で特許を防御する場合、もちろん、理想的に付与されたように、より広い範囲での維持を上訴してみることは認められる。

・ 前述の通り、原告の上訴は認められなかった。しかし、特許権者も上訴していたので、それはクロス上訴と再解釈されていた。

「認められるクロス上訴として再解釈されるので、認められない原告の上訴が却下されないとされている。」⁸

結果は、特許裁判所が特許権者の上訴を支持し、付与されたように特許を維持したということなので、無効の原告はラッキーだが、不幸に見えて実はありがたいものかもしれない。

そのように、無効訴訟の原告は、特定のバージョンの特許に対して訴訟を起こしたくないという発言には十分注意する方がいいと考えられている⁹。

最後の審決は Diskontinuierliche Funkverbindung（不連続なラジオリンク）と呼ばれている¹⁰。その審決は訴訟法と実体法に関して、無効訴訟には複数の原告と一人の参加人がいる。

連邦特許裁判所が訴訟中の特許を部分的にしか無効としなかった後、全員が上訴していた。

しかし、参加人は上訴理由の提出期限を過ぎていたが、無効の原告は上訴理由の提出期限の延長を許された。

2021年12月17日にDr. Stefan Luginbühlさんと Prof. Dr. Aloys Hüttermannさんは日本貿易振興機構のオンラインゼミでPreparing for the start of Unitary Patent (UP) and Unified Patent Court (UPC) system（欧州の統一特許と統一特許裁判所の制度の開始のための準備）について発表する予定である。

⁷ 審決の第10 - 12頭注

⁸ 審決の第152頭注 ・ なお、原告も対応する要請をした。

⁹ そのような発言がどの程度まで誠意を持って抗議することができなくなるのかについては検討されていない。（ドイツ連邦裁判所、BGH X ZR 6/91 "Weichvorrichtung"）

¹⁰ ドイツ連邦裁判所、2021年7月13日の審決- X ZR 81/19 -Diskontinuierliche Funkverbindung

現在、連邦裁判所は、参加人は上訴の当事者であるが、提出された上訴の証拠能力は別々に評価しなければならないと述べた。従って、参加人は、無効訴訟の原告に与えられた期間延長の恩恵を受けることができず、上訴理由の提出が遅れた。しかし、参加人は幸運にも、同じく申請していた原状回復の申請が許された。

それはおそらく、類似のコンステレーションの中での一番珍しい事件でしか頼ることができないだろうので、将来的には、すべての無効訴訟の原告や参加者は、自分の締切日を非常に注意深く監視しなければならないと思われる。

さらに、連邦裁判所はある文書が技術の現状になったかどうかに関すること論評した。その文書は、優先日以前に標準化団体のftpサーバーで発見可能であった。特許権者は文書が一般的な検索エンジンで見つからないので公有に属しないを主張した。しかし、連邦裁判所は関係ないと審決した。

「異議を唱えておらず正しい特許裁判所の調査によると、1999年7月5日に3GPP標準化団体のftpサーバーで保存されており検索が可能であったので、ある文書は訴訟中の特許の優先日以前に公にアクセスできるということである。

インターネットにある全文書は公にアクセスできるかその他のリソースが必要かどうか関係ないと思われる。被告の意見に反して、どの場合でも、検索エンジンに適切な検索語を入力することによって文書を見つけられることは絶対的に必要ではない。むしろ、主題に関連する公表の保管場所として一般に知られ、情報源として利用可能な参照を介して、その文書にアクセスできれば十分である。

後者の要件は本件で満たされている。したがって、一般的な検索エンジンが、優先日以前にZIPファイルに格納されたWord文書をインデックスできたかどうかという問題を明らかにする必要ではないと考えられている。¹¹⁾

連邦裁判所の審決は、その点において驚くべきものではなく、以前の意見に沿ったものである。それによると、公共のアクセスを確立するためには妨げられないアクセスが不可欠であり、専門家がある文書を実際に見つけたかどうかは関係ない。興味深い点は、それに関して連邦司法裁判所がEPO審判部の類似の審決¹²⁾も引用しているということである。

しかし、本件の審決で重要なことにならなかった。ある文書が技術の現状になったのに、連邦裁判所は以前の連邦特許裁判所の審決を変化しなくて上訴が却下した。

皆様のご親族、従業員、同僚、そしてもちろん皆様ご自身が、今の困難な時期に幸運でありますように願っています。2022年が良い年になりますように。

印刷所

Michalski · Hüttermann & Partner
Patentanwälte mbB

Speditionstrasse 21
D-40221 Düsseldorf
電話:+49 211 159 249 0
ファクス:+49 211 159 249 20

Hufelandstr. 2
D-45147 Essen
電話: +49 201 271 00 703
ファクス: +49 201 271 00 726

Perchtinger Straße 6
D-81379 Munich
電話:+49 89 7007 4234
ファクス: +49 89 7007 4262

De-Saint-Exupéry-Str. 10
D-60549 Frankfurt a.M.
電話:+49 211 159 249 0
ファクス: +49 211 159 249 20

このニュースレターの内容は概説だけ反映し、概説を提供するものであり、ドイツ法律相談法に基づく法律相談ではございません。

内容を完全に確認したにもかかわらず、Michalski · Hüttermann & Partner Patent@Attorneys mbBは、上記の情報の有効性、正確性、整合性、品質についてご引責致しません。

¹¹⁾ 審決の第83 - 85頭注

¹²⁾ T 1460/10, 第86頭注